

都城市上長飯靈地公園

が つ そ う ば

合葬墓案内



合葬墓概要

本合葬墓は、使用者から骨壺を預かり保管するお墓です。

使用者は掃除などが必要なく、お墓を引き継ぐ人がいない場合でも、合葬墓は市で管理されます。

なお、建物内部には個別の祭壇はなく、建物外部に設けられた共同祭壇でのお墓参りとなります。

市による祭祀（さいし）は、執り行いません。

また、市内に住所を有する 65 歳以上等の要件に該当する方であれば、生前予約も可能です。

合葬墓に埋蔵された焼骨は、最長 20 年間は骨つぼに納められた状態で保管されますが、その後は焼骨を骨つぼから取り出し、合葬墓内部で他の焼骨と共同埋蔵されます。

都城市 環境政策課

1 使用資格

使用を申請する際は、次の各号に該当する必要があります。

(1) 市内に本籍又は住所を有する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 祭祀を主宰する者（既にお墓を所有する場合はその権利継承者）

イ 自己の死後、合葬墓にその焼骨を埋蔵することを希望し、かつ、許可を受けようとする時点で満65歳以上である者（生前予約者）

※生前予約の場合は、生前予約者の死後においてその焼骨が埋蔵されるように連絡を担う者（以下「連絡人」という。）を2人以上指定し、届出る必要があります。

※連絡人は家族・親族のほか知人・友人でも届出できます。法人・団体等は連絡人にはなれません。）

(3) 合葬墓の使用許可を受けようとする者は、現在、都城市市営墓地の一般墓地使用許可を受けていないこと。

※1年以内に市営一般墓地返還の確約がある場合を除く

2 使用料

合葬墓使用許可の際に下記の使用料を納付いただきます。以後の管理経費等は使用料に含まれており、年間管理料等はありません。

住所地・本籍地区分	使用料(1体当たり)
市内に住所のある使用者	11万円
市内に本籍があり、市外に住所のある使用者	16万5千円

※使用料は消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※住所地・本籍地の区分は合葬墓の使用許可の際に確定します。

※生前予約の場合も同一の使用料となります。

※「骨つぼ」は焼骨を直接納める容器を指します（以後、同定義）。

※骨つぼ1口を1体とします。

※焼骨埋蔵は、原則各年度で一世帯1口の申請をお願いしております。

3 申込み方法

(1) 場所

都城市役所 北別館（3階） 環境政策課

8時30分から17時15分までの開庁時間に限ります。

(2) 必要書類

① 合葬墓使用許可申請書

② 使用者の住民票（本籍・続柄記載）

③ 連絡人2名の住民票（生前予約の場合）

※②・③の住民票については、都城市に住民登録がある方は、環境政策課で確認することができます。同意いただける場合は不要です。

④ 合葬墓使用許可申請にかかる確認書

⑤ 本人が来られない場合は委任状

⑥ 都城市市営墓地の一般墓地使用許可を受けている場合は誓約書

4 焼骨の埋蔵に関すること

（1）埋蔵する焼骨の指定

- ・合葬墓に埋蔵できる焼骨は、使用許可時に指定された焼骨に限ります。
- ・1件の使用許可で埋蔵できる焼骨は1体です。
- ・生前予約者の変更はできません。
- ・埋蔵した焼骨は変更できません。
- ・埋蔵した焼骨及び骨つぼの返還はできません。また、一時持ち出しもできません。

（2）埋蔵する焼骨とその容器の規格

- ・合葬墓に埋蔵できるものは、火葬された焼骨とそれを納めた骨つぼのみとなります。
- ・骨つぼの形状は水平な場所に置いたときに安定するものに限ります。
- ・骨つぼの外装品（桐箱、骨覆等）や位牌等は埋蔵できません。
- ・埋蔵できる骨つぼは、幅及び奥行31.5cm以下、高さ35cm以下の大きさに限ります。
- ・骨つぼの材質は陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したものに限ります。
(紙や布、プラスチック等長期間の埋蔵に適さないものは不可)
- ・骨つぼには管理用の目印(シール若しくは紙片等)を添付します。
- ・遺骨や骨つぼが、他の骨つぼに影響を及ぼす状態であれば、再火葬や骨つぼの交換をお願いすることがあります。

（3）焼骨の保管期間

- ・焼骨埋蔵で使用許可を得た場合は、使用許可日から20年間焼骨を骨つぼに納めた状態で保管します。
- ・生前予約で使用許可を得た場合は、その生前予約者の死亡日から20年間焼骨を骨つぼに納めた状態で保管します。
- ・最長20年間の骨つぼでの保管期間が経過した後は、骨つぼから焼骨を取り出し、他の焼骨と共同埋蔵します。

（4）焼骨埋蔵時の注意事項

- ・焼骨を埋蔵する前に使用料を納付してください。
- ・事前に埋蔵の予定日時を上長飯霊地公園の管理事務所に御連絡ください。
他の埋蔵がある時はお待ちいただくか、日程を調整させていただくことが

あります。【上長飯靈地公園管理棟 電話 0986-22-6003】

- ・焼骨を埋蔵するときは別紙の必要書類を上長飯靈地公園の管理事務所に提出してください。
- ・埋蔵にあたり、祭祀を行う場合は合葬墓外部祭壇で行ってください。共同で利用する祭壇ですので他の墓参者へ配慮をお願いします。
- ・埋蔵するときは合葬墓にある所定の引渡台へ置いてください。合葬墓内部へは立入できません。

5 お墓参りに関すること

合葬墓へのお墓参りは、外部祭壇でのみ行えます。

共同利用を行うため、供物の制限や他の墓参者のお墓参りへの配慮をお願いします。

(1) 供物について

- ・生花の献花は可能ですが、汚損等の防止のため痛んだ生花は処分させていただきます。
- ・生花以外のお持込された物品(金銭、貴重品、食品、飲料品、酒類等)は必ずお持ち帰りください。それらの盗難・紛失・損壊等の保証はできません。祭壇に放置された生花以外の物品については、処分させていただきます。

(2) 祭祀について

- ・線香やロウソクへの着火以外に火気の使用はできません。送り火や迎え火等もできません。
- ・合葬墓施設の管理運営に影響のある祭祀（儀式）はできません。
(花輪・垂れ幕・独自の祭壇の設置・音響設備の設置等を伴う祭祀等)
- ・長期間、長時間に及ぶ祭祀は御遠慮ください。他の墓参者がある場合は休憩や中断等を行い、他のお墓参りを妨げないようにしてください。

(3) 霊園の開園時間について

都城市上長飯靈地公園は、夜間門扉を施錠し管理しています。
お墓参りは開門時に行ってください。

3月から9月：午前6時 開門 – 午後6時 閉門

10月から2月：午前7時 開門 – 午後5時 閉門

6 その他

(1) 使用許可の取り消し

次の場合、合葬墓に関する使用許可の取消をおこないます。

ア 焼骨埋蔵で、使用許可日から3年以内に合葬墓へ埋蔵しないとき

イ 生前予約で使用許可を得て、生前予約者の死後3年を経過しても合葬墓へ生前予約者の焼骨埋蔵がないとき

ウ 都城市墓地条例及び同条例施行規則に違反したとき

※使用許可取消があった場合、合葬墓に埋蔵されている焼骨は引取りが必要となります。

別紙

合葬墓に関する手続き早見表

- 1 下記の書類には、**合葬墓の使用許可を受けようとする人又は合葬墓使用者の署名・捺印が必要になります。**(生前予約における生前予約者の焼骨埋蔵の合葬墓埋蔵届を除く。)
- 2 全て認印(スタンプ式不可)が必要です。
- 3 住民票は住所のある市区町村、戸籍は本籍地でしか請求できないため注意してください。

【合葬墓使用申請時に必要な書類】

内容	手続き名称	手続きに必要なもの
合葬墓の使用許可を受けるとき	合葬墓使用許可申請	<ul style="list-style-type: none">1 合葬墓使用許可申請書2 使用者の住民票(本籍・続柄記載)3 合葬墓使用許可申請にかかる確認書4 その他の書類<ul style="list-style-type: none">(焼骨埋蔵申請の場合)<ul style="list-style-type: none">・火葬済証、改葬許可書(生前予約の場合)<ul style="list-style-type: none">・連絡人2名の住民票(本籍・続柄記載)(本人が窓口に来られない場合)<ul style="list-style-type: none">・委任状(都城市市営墓地の一般墓地使用許可を受けている場合)<ul style="list-style-type: none">・誓約書

【他のお墓から合葬墓へ埋蔵される場合に必要な書類】

内容	手続き名称	手続きに必要なもの
埋葬又は埋蔵、もしくは収蔵されている遺骨を移動するとき	改葬許可申請*	<p>都城市内の墓地から遺骨を移動する場合、都城市環境政策課が申請窓口となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・改葬許可申請書(必須)・埋葬埋蔵収蔵証明書(都城市営墓地以外から遺骨を移動する場合添付)

* 現在遺骨がある市区町村で申請が必要となります。詳細は各市区町村へお問い合わせください。

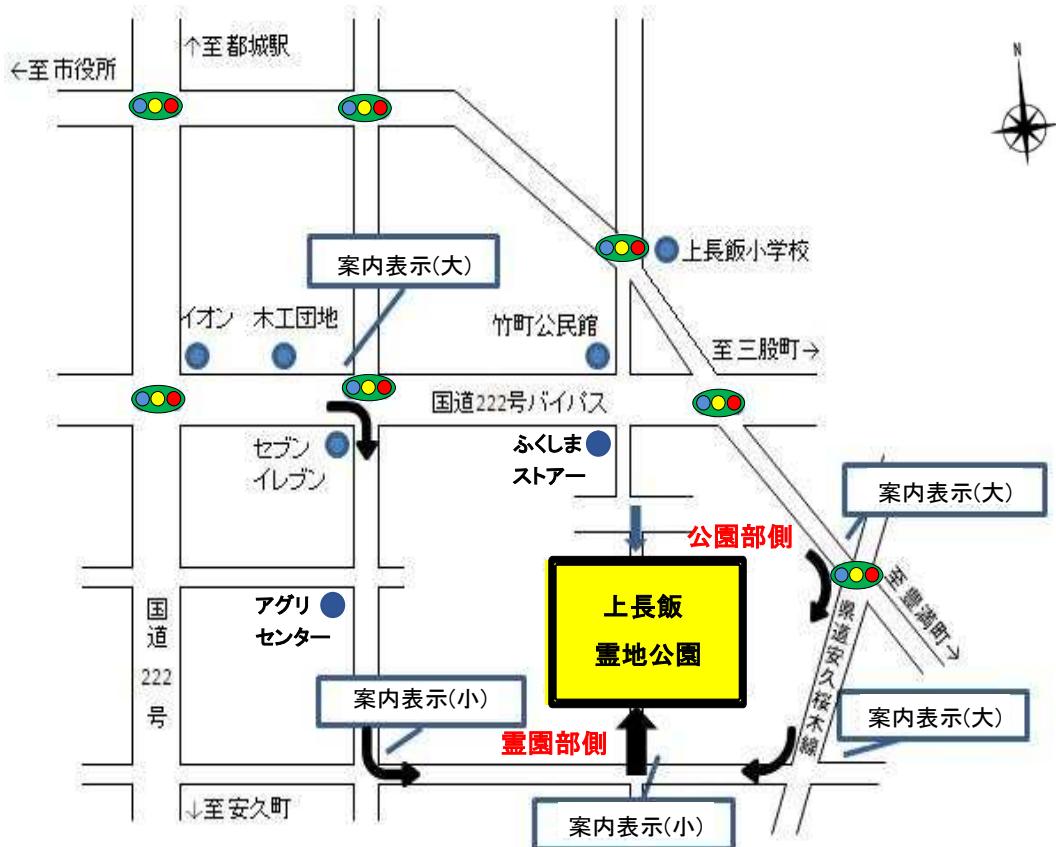
* 申請書及びその必要添付書類は市区町村で異なります。

【合葬墓使用許可後、焼骨を埋蔵する際に必要な書類】

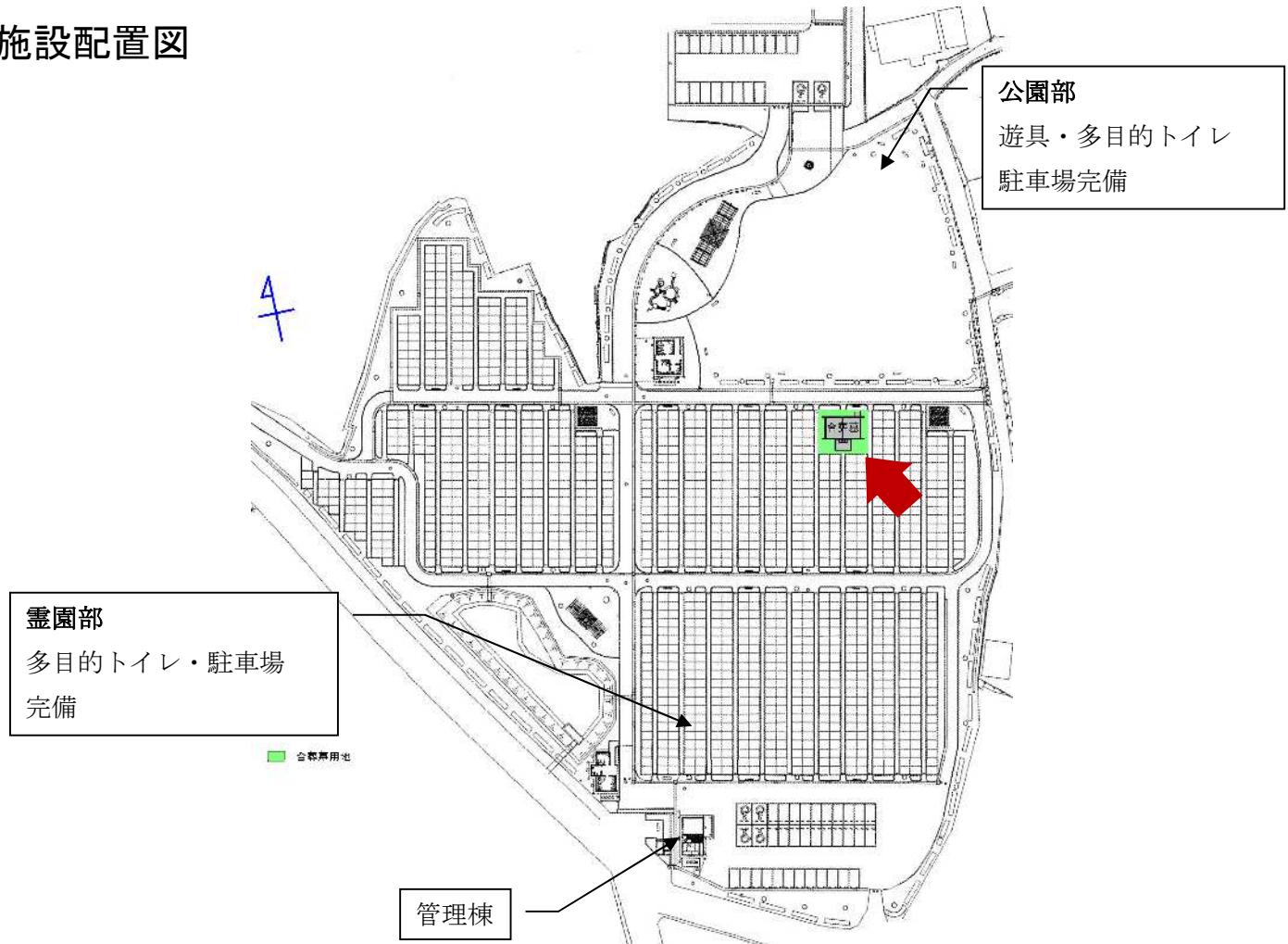
内容	手続き名称	手続きに必要なもの
合葬墓に焼骨を埋蔵するとき	合葬墓埋蔵届	<ul style="list-style-type: none">1 合葬墓埋蔵届2 火葬許可証もしくは改葬許可書

*合葬墓埋蔵届出書に記載の死亡者が火葬済証又は改葬許可書に記載された死亡者と異なるときは、合葬墓への埋蔵が出来ません。御注意ください。

案内図(名称：都城市上長飯靈地公園 所在地：都城市上長飯町 283 番地)



施設配置図



施設内部



問合せ先

都城市役所 環境政策課 環境衛生担当

直通電話 0986-23-2130

上長飯靈地公園管理棟 電話0986-22-6003